

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 31 号		令和6年 11月 18日 受 付 令和6年 11月 27日 審査依頼
件 名	綾瀬市議会の議員定数削減に反対し現定数を維持することを求める陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市上土棚中2-14-43
	氏 名	明るい綾瀬民主市政をつくる会 代表 小林 あけみ

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

昨今、議員定数削減を行う地方議会が多いことに民主主義の危機を感じています。

市議会として大事なことは、いかに適正に市民の意思や要求を市政に反映するかだと考えます。市民の価値観や要求が多様化していること、また、子供・女性や高齢者などの社会的弱者の要求を市政に反映させる必要から、それを代弁できるだけの議員数が求められます。

どれくらいの議員定数が必要であるかは一概には言えませんが、1999年改正の地方自治法において市議会議員の定数は、人口2万人以上5万人未満は26人とし、市については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させるとされていました。このとき法律が想定したものからすれば綾瀬市議会の議員定数は30人となります。

その後、議員定数の法定上限は撤廃されましたが、住民の意思をより正確に議会に反映させることが保障でき、社会的弱者や少数者の意思をいかに反映できるかが民主主義のバロメーターであることから、現在の議員定数20人は少ないと考えます。

一方、議員定数の削減を求める声があるということは、市民生活を守るという市議会議員の働きが市民の目に見えていないといえるのではないのでしょうか。市議会議員が、定数の削減を進めることになれば、自らの存在意義をおとしめることになると考えます。

よって、綾瀬市議会におかれては、議員定数を削減するのではなく、当面現状を維持し、市議会議員の皆様への市民の信頼が一層高まる取組をなされることを求め陳情いたします。

陳情事項

- 1 本市の市議会議員定数の削減は行わず、現行の市議会議員定数20人を維持すること。